

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年3月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成25年2月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人上越はつらつ元気塾

3 代表者の氏名

渡邊 隆

4 主たる事務所の所在地

上越市高土町1丁目8番3号

5 定款に記載された目的

この法人は、「地域の教育力」「支える力」をテーマに、産、学、官とのパートナーシップを実現し、上越地域の市民に生きる知恵を身につける場を提供することで地域の活力づくりに寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 本会の目的達成のために必要な事業</u></p> <p>(機能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画および<u>活動予算</u></p> <p>(5) 事業報告および<u>活動決算</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(機能)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 事業計画及び<u>活動予算</u>の追加及び更正</p> <p>(4) (略)</p> <p>(事業計画および予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う<u>活動予算</u>は、塾長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告および決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、塾長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければ</p>	<p>(事業)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(機能)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画および<u>収支予算</u></p> <p>(5) 事業報告および<u>収支決算</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(機能)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 事業計画及び<u>収支予算</u>の追加及び更正</p> <p>(4) (略)</p> <p>(事業計画および予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う<u>収支予算</u>は、塾長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告および決算)</p> <p>第46条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、塾長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければ</p>

ばならない。

2 (略)

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

ばならない。

2 (略)

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。